



高齢者福祉サービスについてお知らせします。いずれの事業も市内に居住している人が対象です。申請手続き等詳しくは、高齢障害課までお問い合わせください。

●訪問理美容サービス事業

◎対象

理容院・美容院に出向いてサービスを受けることが困難な、概ね65歳以上の人

◎サービス内容

カット（理容・美容）、顔剃り（理容）

◎利用料金

理容・美容に係る技術料金（所得に関係なく必要）

※原則として、店舗の指定はできません。その他、詳細は申込み後に確認をさせていただきます。

●介護保険利用者負担軽減助成金交付事業

要介護認定または要支援認定を受けた人に対し、利用者負担を軽減するために、居宅サービスを受けるために要した費用の助成を行います。

◎対象

市町村民税の非課税世帯に属している人

◎助成金の額

居宅サービスに係る利用者負担額の7割に相当する額

※助成を受けたい居宅サービスについて、この事業以外の軽減措置や高額介護サービス費の支給があった場合は対象となりません。

●介護ボランティア活動制度

いきいきとした地域社会をつくるため、高齢者のボランティア活動を通じた地域貢献を奨励および支援します。

◎対象

65歳以上の人

◎活動場所

市内の介護保険施設等（受け入れ機関としての指定施設）

◎活動内容

①レクリエーション等の指導、参加支援 ②お茶出しや食堂内の配膳等の補助 ③施設内行事の手伝い ④話し相手 ⑤その他軽微な補助的活動（洗濯物の整理やシーツ交換など）

※活動実績に応じてポイントが付与（1日の上限あり）され、年度末に転換交付金を受けることができます。

●問い合わせ・申請先

高齢障害課（☎82・1171）

■在宅介護の相談窓口

地域包括支援センターとは、在宅介護の相談はもちろんのこと、市の福祉サービスを受けるための手続きの代行や、介護が必要なく元気で過ごせるためのアドバイスなどを他の機関と連携をとりながら行う、住民のみなさんの身近な相談窓口です。お気軽にご相談ください。

	地域包括支援センター (高齢障害課内 ☎82-1149)
サ プ セ ン タ ー	小野田赤十字在宅介護支援センター (☎88-4344)
	おのだ在宅介護支援センター (明寿香園内 ☎84-7055)
	高千帆苑在宅介護支援センター (☎84-7093)
	山陽在宅介護支援センター (社会福祉協議会内 ☎72-3000)
	サンライフ山陽在宅介護支援センター (☎76-3443)